

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年1月20日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年1月17日静岡県告示第25号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
依田産業株式会社	賀茂郡松崎町明伏字片瀬432の1、字小舟山468、字大舟山545、546の1、小杉原字舟ヶ窪560	松崎町役場
田口喜視	賀茂郡松崎町岩科北側字高野1611	松崎町役場

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年1月20日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年1月17日静岡県告示第25号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不明な者等

所在が不明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
浅賀廣蔵	賀茂郡西伊豆町宇久須字榎ヶ沢2960の1	西伊豆町役場